

北朝鮮の弾道ミサイル発射と核実験への抗議を求める意見書

北朝鮮は、2017年7月4日と28日の2回にわたり、I C B M（大陸間弾道弾）「火星14」の発射実験を強行し、さらに、8月29日には、中距離弾道ミサイル「火星12」の発射訓練を実施、ミサイルは、日本上空を通過し、北太平洋に落下した。

その時に鳴り響いたJアラートは、現代の空襲警報であると言われる程、国民に脅威を与えた。また、9月15日には弾道ミサイルを発射し、いつ、またどこへ弾道ミサイルを発射するのかわからない現状に国民は脅威を感じつつけている。

2006年10月の1回目の核実験から2016年の9月までに5回の核実験が行われているが、今回の9月3日の6回目の核実験は、今までの規模の約10倍、広島原爆の約4倍から10倍と言われており、核実験の回数を重ねるごとに性能は増し、規模は拡大している。

北朝鮮の核兵器研究所は、I C B M搭載用水爆に完全に成功したと発表した。それらは日本のみならず、北朝鮮から5,000キロメートル以内の国は射程内である確率が高いということを表している。

よって、当市議会は、市民の生命財産を危機にさらし、わが国のみならず世界の平和と安全を損ない、平和を希求する国際社会への挑発行為となる弾道ミサイル発射と核実験に対して強く抗議をするとともに、政府は関係各国と連携し、北朝鮮の弾道ミサイル発射と核実験を断念させるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月21日

石 垣 市 議 会

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、外務大臣